



くらしの情報 information

募集

東京かがみいし会総会及び懇親会一般参加者募集

東京かがみいし会では、総会及び、懇親会にふるさと鏡石町から一般参加される方を募集いたします。この機会に、遠く離れた同級生や友人とご歓談されるのはいかがでしょうか。

参加を希望される方は、10月30日(金)までに事務局までご連絡ください。

また、当会では引き続き、会員を募集しております。詳細については、事務局までご連絡ください。

●総会日時
11月28日(土) 12時30分～
●懇親会費 会より助成します(先着3名様まで)

町育英資金(入学準備金)奨学生募集

町では、平成28年度入学予定の育英資金奨学生を次のとおり募集いたします。なお、今回の募集は入学準備金のみとなります。

●対象者
平成28年度に高等学校・高等専門学校・専修学校・短大・大学に進学する予定の方で入学準備金を希望する方

●募集人員 若干名
●応募資格
①町内に引き続き2年以上住所を有し、成績が良く、品行方正で身体強健な方
②経済的な理由で就学が困難な方(所得制限があります)
③他の奨学金を受けない方

●返還方法
卒業後1年間猶予し、借用期間の3倍(2倍)の期間で返還

※会場までの交通費は自己負担となります。
●会場 「スクワール麹町」
東京都千代田区麹町6-16
▼問い合わせ先
東京かがみいし会ふるさと事務局(総務課内)
☎62-2117

お知らせ

平成28年度新入学児の就学時健康診断実施のお知らせ

町教育委員会では、次のとおり平成28年度小学校に入学する幼児を対象に「就学時健康診断」を実施します。この検診は法律に基づき実施されるものですので必ず受診してください。

●対象幼児
平成21年4月2日から平成22年4月1日生まれの幼児

●日時
11月18日(木) 12時30分受付
●場所 鏡石町立第二小学校

●検診内容
内科・歯科・視力・聴力
●受診方法
幼稚園・保育所を通じてお知らせいたします。
▼申込・問い合わせ先
教育課 ☎62-3459

●募集期限 11月30日(月)
※応募資格や必要書類などの詳細は町ホームページで確認いただくか教育課までお問い合わせください。
▼申込・問い合わせ先
教育課 ☎62-3459

臨時福祉給付金の申請手続きはお済みですか?

町では9月上旬から「臨時福祉給付金」対象となる方に「申請書」を郵送してまいります。まだ申請がお済みでない方は、お早めに申請をお済ませください。

●対象者
平成27年1月1日現在で鏡石町に住所を有しており、町県民税が課税されていない方。ただし、ご自身を扶養している方が町県民税を課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっているなどの場合は対象外。

●給付金額
対象者1人につき6千円
●受付期限 12月25日(金)
※平成26年中の所得が未申告の方は、対象者かどうか判断ができませんので、所得申告をお願いします。

▼申請・問い合わせ先
健康福祉課 ☎62-2115

第7回「消防ふれあいデー」

地域の方々に防火に対する関心を持っていただくとともに、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理を呼びかけ

建築物の建築には確認申請が必要です

建築基準法や都市計画法の認識不足により、せっかく建てたマイホーム等が違反建築となってしまう事例が報告されています。

住宅の増築や建物の用途変更などの際には事前に町や県と相談を行い、安全で安心な住環境をつくりましょう。

Q1 建築物とは?
A1 建築基準法では、屋根があり、柱または壁があるものが建築物になります。屋根付きのテラスやカーポートも屋根と柱があるので建築物となります。

Q2 自宅を増築したいが、確認申請は必要ですか?
A2 増築面積が10㎡を超える場合は確認申請が必要です。なお、10㎡以内の増築の場合には確認申請は不要ですが、建築基準法で定められた基準に適合させなければなりません。

Q3 ユニット物置、プレハブ倉庫、コンテナ等を置きたいのですが?
A3 物置などとして利用すれば基礎の有無にかかわらず建築物となり、確認申請が必要です。

Q4 農業用倉庫を事務所や工場として利用したいのですが?
A4 鏡石町は都市計画法により、地域によって建築物の用途を定め、まとまりのあるまちづくりを目指しています。地域によっては、農業用倉庫としては大丈夫でも、事務所や工場としては認められない地域がありますので、事前に確認をしてください。

Q5 違反建築になるとどうなるの?
A5 県の命令により工事の停止や使用の禁止、建物の除却、さらに命令に従わない者に対しては懲役または罰金が科せられる場合があります。

▼問い合わせ先
都市建設課 ☎62-2116



協賛店舗紹介

鏡石町消防団 応援事業所協賛店

鏡石町消防団応援事業の協賛店舗を紹介いたします。随時、協賛店舗は募集しております。

ビューティーサロン とらや

【サービスの内容】
牧場の会ポイント加算(2倍)

【対象者】
消防団員本人、家族
住 所: 鏡石町不時沼 323
☎62-2005
定休日: 毎週月曜日、第1・第3月火曜日

焼肉ダイニング あじ庵

【サービスの内容】
飲食代金から5%割引

【対象者】
消防団員本人
住 所: 鏡石町中央 180
☎62-1224
定休日: 月曜日

旬アサヒフーズ

【サービスの内容】
購入金額の10%割引
お弁当・オードブル等

【対象者】
消防団員本人
住 所: 鏡石町中町 317-1
☎62-5413
定休日: 日・祝日

●日時 10月17日(土) 12時～14時まで
●場所 「イオンタウン須賀川」駐車場
▼問い合わせ先
須賀川消防本部予防課
☎76-3114

不正軽油撲滅強化月間

軽油に課せられる県税である軽油引取税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されています。

この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染やエンジン故障の原因、公正な市場競争の阻害、更には暴力団等の資金源にもつながります。不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。



太田成雄さん(不時沼) ☎62-2371

鏡石町の行政相談員

行政相談は、役所や特殊法人等の仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決のお手伝いするものです。

町においては、行政相談週間中も、行政相談委員が自宅等で相談に応じているほか、次のところで行政相談所を開設します。

●鏡石町の行政相談員
須賀川市中央公民館1階ホール
●相談員
福島地裁・福島家裁郡山支部所属の調停委員および弁護士
▼問い合わせ先
福島地方裁判所郡山支部
☎024-932-5656

相談

▼問い合わせ先

県庁総務部税務課
☎024-521-7205
県中地方振興局県税部
☎024-935-1260

行政相談週間

10月19日(月)から25日(日)までの一週間は「行政相談週間」です。



●日時 毎月第一日曜日 13時30分～

●場所 勤労青少年ホーム

無料調停相談会のお知らせ

サラ金問題、金銭貸借、交通事故、土地・家屋の問題などの民事関係、また婚姻、離婚、子の親権、相続など家庭内問題の家事関係の相談を無料でご相談いただけます。

相談内容の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

●日時 11月12日(木) 10時～16時まで
●場所 須賀川市中央公民館1階ホール
●相談員
福島地裁・福島家裁郡山支部所属の調停委員および弁護士
▼問い合わせ先
福島地方裁判所郡山支部
☎024-932-5656